

6 文 科 初 第 2167 号
職 発 0207 第 5 号
開 発 0207 第 3 号
令 和 7 年 2 月 7 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長

望 月 禎
(公 印 省 略)

厚生労働省職業安定局長

山 田 雅 彦
(公 印 省 略)

厚生労働省人材開発統括官

堀 井 奈 津 子
(公 印 省 略)

令和 8 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び
選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお
礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、
貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和 6 年度においても適切な
取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職
希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を
図るため、令和 7 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次
第であります。

ついては、貴団体においても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等
及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底が図られ
るよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規中学校・高等学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能
力に基づいた基準による公正な採用選考の確立を図るとともに、定時制課程



及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的取扱いや同和問題等に係る差別的取扱いが行われないよう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

さらに、新規中学校・高等学校卒業者に対する事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針(平成27年厚生労働省告示第406号)に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業者(新規義務教育学校卒業者及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。)及び新規高等学校卒業者(新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。)に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校・高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いします。

新規学卒者を巡る就職環境については、令和7年3月高等学校卒業予定者の就職内定率(令和6年10月末現在。文部科学省調査)は77.3%となり、昨年10月末と比べ、0.1ポイント増加しているものの、就職が決まらない生徒も一定数おります。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数に上るとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解いただき、令和8年3月の新規中学校・高等学校卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦、選考等の開始期日等

1 推薦、選考及び採用内定の開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考の開始期日については、令和8年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和7年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県(飯山公共職業安定所管内の地域に限る。)及び島根県(松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内



の地域に限る。)

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦の開始期日については、推薦文書の到達が令和7年9月5日(沖縄県については、令和7年8月30日)以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考の開始期日については、令和7年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始期日については、従前と同様、選考の開始期日と同日以降とすること。

2 求人申込みの手続等

- (1) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第27条又は第33条の2の規定に基づき、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ。)に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所(以下「安定所」という。)に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認(求人票への受理・確認印の押印)を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

(※) 民間職業紹介事業者を活用する場合は、この限りでない。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。
 - ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - (ア) 安定所における求人申込みの受理は、令和7年6月1日から開始するものとする。
 - (イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、令和7年7月1日から開始するものとする。
 - イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - (ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和7年6月1日から開始するものとする。
 - (イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和7年7月1日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、令和 7 年 7 月 1 日から開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和 7 年 7 月 1 日から行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業の開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業（実習、研修等を含む。）の開始期日は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 56 条第 1 項の規定により令和 8 年 4 月 1 日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業の開始期日については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 応募書類の取扱い

新規中学校・高等学校卒業者の採用選考に係る応募書類については、応募者の適性・能力に基づいた公正な採用選考が行われるよう、「職業相談票（乙）」又は「全国高等学校統一用紙」の使用の徹底を図っているところであるが、選考と直接関係のない生徒の個人情報等に配慮するなどの観点から、その一部を別紙のとおり改定し、令和 8 年 3 月の新規中学校・高等学校卒業者から適用することとしたので、その周知及び使用の徹底に努めること。

また、全国高等学校統一用紙のうち生徒本人が作成する履歴書の作成方法については、求人者の意向を踏まえて、①手書き記入、②パソコン入力、③どちらでも可、のいずれかとするとともに、応募書類の作成方法によって採用選考に有利不利が生じないように、事業所への周知・指導を行うこと。

5 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないように十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

6 民間職業紹介事業者による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開

催)における申合せ事項を遵守すること。また、民間職業紹介事業者を活用して求人の申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に推薦、選考等の開始期日等の遵守、全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

7 生徒や学校の個々の事情に配慮した応募前職場見学及び採用選考活動等について

応募前職場見学(※)及び採用選考活動等の実施に当たっては、過度な負担や学校における教育活動への影響が生じないように、生徒や学校の個々の事情に配慮すること。

なお、学校における就職支援や企業における採用選考活動等が円滑に進められるよう、安定所においては、企業の採用担当者と学校の進路指導担当教諭の情報交換会、合同企業説明会・面接会等を開催するなど、学校や企業に対する必要な協力を行うものであること。

(※) 応募前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行うものであり、採用選考の場とならないよう十分留意すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和7年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとする。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦、選考等の開始期日については、上記第1の1(2)から(4)までの取扱いと同様とすること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

統一応募用紙主な変更点（履歴書）

【別紙】

○新たな統一応募用紙（履歴書）（案）

履 歴 書

令和 年 月 日現在

写真をはる位置

(30×40mm)

ふりがな	
氏 名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 歳)
ふりがな	〒
現住所	
ふりがな	〒
連絡先※	

「在籍校」欄と「職歴」欄に分離

在籍校※	令和 年 月	高等学校卒業見込み 高等学校卒業
職 歴 ※	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	
	令和 年 月	

(※の欄については、記入上の注意事項を確認すること)

記載内容の変更

罫線追記

(応募書類 その1)

資 格 等	取 得 年 月	資 格 等 の 名 称
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
校内外の諸活動※		
志望の動機・アピールポイント等※		
備考		

追記

追記

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により令和〇年度改定)

○従来の統一応募用紙（履歴書）

履 歴 書

削除

令和 年 月 日現在

写真をはる位置

(30×40mm)

ふりがな	
氏 名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 歳)
ふりがな	〒
現住所	
ふりがな	〒
連絡先	

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

「在籍校」欄と「職歴」欄に分離

学 歴 ・ 職 歴	平成 年 月	高等学校入学
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	
	令和 年 月	

(職歴にはいわゆるアルバイトは含まない)

記載内容の変更

(応募書類 その1)

資 格 等	取 得 年 月	資 格 等 の 名 称
趣味・特技		校内外の諸活動
志望の動機		
備考		

削除

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定)

【別紙】

(応募書類 その2)

[illegible]

本人のデジタルポイン ・推薦書等	
---------------------	--

追記

特別活動の記録	
---------	--

欄の追加

出席状況	欠席口数	1年	2年	3年	4年	特記事項	
	欠席の主な理由						

記載者	
-----	--

上記の記載事項に誤りのないことを証明します。

令和 年 月 日

(所在地) 〒

(学校名)

(電話番号)

(校長名)

全国高等学校統一月報(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校校長協会の協賛により令和 年度改定)

(応募書類 その2)

[illegible]

特別活動の記録						出席日数		1年	2年	3年	4年
						欠席理由					
出席状況											

削除

身体状況						検査日・平成 年 月	
身長	cm	視	右 ()	聴	右	備 考	
体重	kg	力	左 ()	力	左		

(視力欄にA～Dが記入されている場合、A:1.0以上、B:1.0未満0.7以上、C:0.7未満0.3以上、D:0.3未満を表す)

本人の長所 推薦事由等		
----------------	--	--

変更

記載者	
-----	--

削除

印

上記の記載事項に誤りのないことを証明します。

令和 年 月 日

(所在地) 干

(学校名)

(電話番号)

(校長名)

削除

印

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定)

全国統一応募用紙の記入上の注意事項 変更点对比表

	新たな注意事項（案）	従来の注意事項
履歴書	1 「連絡先」欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること。 2 「在籍校」欄は、卒業見込み、あるいは卒業した高等学校名を記入すること。 高等学校卒業見込み・高等学校卒業の別の該当事項を○で囲むこと。 3 「職歴」欄には、いわゆるアルバイトは記入しないこと。 4 「校内外の諸活動」欄には、部活動、ボランティア活動、インターンシップなど、校内外の活動状況で記入したい事項がある場合に記入すること。 5 「志望の動機・アピールポイント等」欄には、志望の動機、自己PR、特技等を記入すること。 6 「備考」欄には、「資格等」、「校内外の諸活動」、「志望の動機・アピールポイント等」以外で記入したい事項がある場合に記入すること。	1 「連絡先」欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること。 2 「学歴・職歴」欄には、いわゆるアルバイトは記入しないこと。 3 「校内外の諸活動」欄には、部活動、ボランティア活動、インターンシップなど、校内外の活動状況で記入したい事項がある場合に記入すること。 4 「備考」欄には、「資格等」、「趣味・特技」、「校内外での諸活動」、「志望の動機」以外で記入したい事項がある場合に記入すること。
調査書	1 基本方針 高等学校生徒指導要録等に基づいて作成するものとする。 2 「課程名」欄については、全日制・定時制・通信制の課程別、「在学期間」欄については、入学・編入学・転入学（編入学及び転入学の場合はその学年を記入）の別及び卒業・卒業見込みの別の該当事項をそれぞれ○で囲むこと。 3 「学習の記録」欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。 (1) 「教科・科目」欄は、高等学校生徒指導要録に基づいて教科・科目名を記入すること。 (2) 「評定」欄は、5、4、3、2、1の5段階で記入すること。また、卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、直近における成績を総合して、最終学年の成績とすること。なお、高等学校卒業程度認定試験などを、高等学校の各教科・科目の単位を修得したもののみとした場合は、「評定」欄に「高等学校卒業程度認定試験等」と記入すること。 (3) 「総合的な探究（学習）の時間」の全てを「課題研究」等の履修によって代替したことにより、「総合的な探究（学習）の時間」を履修していない生徒については、当該欄に斜線を引くこと。 (4) 「留学」欄は、留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに、校長が修得を認定した単位数を記入すること。 (5) 留学の下空欄には、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき通級による指導を行い、単位認定を行った場合には、「自立活動」と記入し、各学年において修得を認定した単位数を記入すること。また、同規則第88条の2の規定に基づき特別の教育課程による日本語指導を行い、単位認定を行った場合には、「日本語指導」と記入し、各学年において修得した単位数を記入すること。 4 「本人のアピールポイント・推薦事由等」欄は、生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の長所を取り上げることを基本として記入すること。 5 「特別活動の記録」欄は、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び特別活動全体を通して見られる生徒の長所など所見を記入すること。 6 「出席状況」欄は、高等学校生徒指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末現在における欠席の状況を記入すること。 7 「特記事項」欄は、以下について該当がある場合に記入すること。 (1) 休学の期間がある場合 (2) 長期欠席中の学校以外の場における学習状況などを把握している場合 (3) 職業の特性等において必要な要件として、身体状況（視力及び聴力など）及び配慮事項の記載が求められる場合 8 押印は不要とする。	1 基本方針 高等学校生徒指導要録等に基づいて作成するものとする。 2 「課程名」欄については、全日制・定時制・通信制の課程別、「在学期間」欄については、入学・編入学・転入学（編入学及び転入学の場合はその学年を記入）の別及び卒業・卒業見込みの別の該当事項をそれぞれ○で囲むこと。 3 「学習の記録」欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。 「教科・科目」欄は、高等学校生徒指導要録に基づいて教科・科目名を記入すること。 「評定」欄は、5、4、3、2、1の5段階で記入すること。また、卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、直近における成績を総合して、最終学年の成績とすること。なお、大学入学資格検定合格科目などを、高等学校の各教科・科目の単位を修得したもののみとした場合は、「評定」欄に「大検等」と記入すること。 「総合的な学習」欄は、各学年において修得を認定した単位数を記入すること。 4 「特別活動の記録」欄は、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び特別活動全体を通して見られる生徒の長所など所見を記入すること。 5 「出席状況」欄は、高等学校生徒指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末現在における欠席の状況を記入すること。 6 「身体状況」欄は、次のように記入すること。 (1) 「身長」、「体重」、「体力」及び「視力」欄には、それぞれについて高等学校等用生徒健康診断票の、最も新しい記載事項を転記すること。 (2) 「視力」欄は、眼鏡等を使用していない者については、裸眼視力を（ ）の左側に記入し、また、眼鏡等を使用している者については、矯正視力を（ ）内に記入し、裸眼視力は横線を引くこと。なお、視力1.0以上を「A」、1.0未満0.7以上を「B」、0.7未満0.3以上を「C」、0.3未満を「D」として記入して差し支えないこと。 (3) 「備考」欄は、高等学校等用生徒健康診断票の記載事項で、特に、必要と認められる事項があれば記入すること。 7 「本人の長所・推薦事由等」欄は、生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の長所を取り上げることを基本として記入すること。